○国土交通省告示第四百五十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社日立ニコトランスミッション大宮事業所	埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目405番地3	軸系のクラッチ	平成30年3月10日から平成35年3月9日まで
〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第四百五十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年三月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ―69号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Rw＝38dB）	ＳＥＭＴＥＸ　Ｓ　Ｘ547ＢＭ	住友ゴム工業株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜町３丁目６番９号

○国土交通省告示第四百五十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成三十年三月六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｆ―332号	火災の危険の少ない家具（椅子）	ＭＳ2000Ｌ１	天龍工業株式会社	上張りの変更
第Ｆ―485号	〃	ＰＨＳ300Ｌ２	〃	〃

○海上保安庁告示第二十八号

航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）第四条ただし書の規定に基づき、次のとおり航路標識の用品を定めたので、告示する。

平成三十年三月十九日　海上保安庁長官　中島　敏

番号	用品の型式	製造者の名称	製造者の住所
第18―01号	ＮＬＥ―ＰＷ2601ＡＷ	日本光機工業株式会社	神奈川県横浜市金沢区福浦２―７―18
第18―02号	ＮＬＥ―ＰＷ2601ＡＧ	〃	〃

附　則

この告示は、平成三十年三月二十八日から施行する。

○海上保安庁告示第二十九号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成三十年三月十九日　海上保安庁長官　中島　敏

一　平成六年海上保安庁告示第百十八号（航路標識の用品を定める件）

二　平成七年海上保安庁告示第百八号（航路標識の用品を定める件）

三　平成七年海上保安庁告示第百十七号（航路標識の用品を定める件）

四　平成九年海上保安庁告示第四十七号（航路標識の用品を定める件）

五　平成九年海上保安庁告示第八十四号（航路標識の用品を定める件）

六　平成十年海上保安庁告示第六十六号（航路標識の用品を定める件）

七　平成十年海上保安庁告示第七十二号（航路標識の用品を定める件）

八　平成十年海上保安庁告示第七十五号（航路標識の用品を定める件）

九　平成十年海上保安庁告示第百十四号（航路標識の用品を定める件）

十　平成十年海上保安庁告示第百二十号（航路標識の用品を定める件）

十一　平成十年海上保安庁告示第百三十一号（航路標識の用品を定める件）

十二　平成十年海上保安庁告示第百三十三号（航路標識の用品を定める件）

十三　平成十一年海上保安庁告示第四号（航路標識の用品を定める件）

十四　平成十一年海上保安庁告示第二十四号（航路標識の用品を定める件）

十五　平成十一年海上保安庁告示第百四十五号（航路標識の用品を定める件）

十六　平成十一年海上保安庁告示第百八十四号（航路標識の用品を定める件）

十七　平成十二年海上保安庁告示第二十八号（航路標識の用品を定める件）

十八　平成十二年海上保安庁告示第三百十五号（航路標識の用品を定める件）

十九　平成十三年海上保安庁告示第百九十六号（航路標識の用品を定める件）

二十　平成十三年海上保安庁告示第二百三十四号（航路標識の用品を定める件）

二十一　平成十三年海上保安庁告示第二百七十四号（航路標識の用品を定める件）

二十二　平成十四年海上保安庁告示第四十三号（航路標識の用品を定める件）

二十三　平成十五年海上保安庁告示第三百六十九号（航路標識の用品を定める件）

二十四　平成十七年海上保安庁告示第七号（航路標識の用品を定める件）

二十五　平成十七年海上保安庁告示第二十五号（航路標識の用品を定める件）

二十六　平成十八年海上保安庁告示第百七十号（航路標識の用品を定める件）

二十七　平成十八年海上保安庁告示第二百五十七号（航路標識の用品を定める件）

二十八　平成十九年海上保安庁告示第四十三号（航路標識の用品を定める件）

二十九　平成十九年海上保安庁告示第百七十一号（航路標識の用品を定める件）

三十　平成二十年海上保安庁告示第五十二号（航路標識の用品を定める件）

三十一　平成二十年海上保安庁告示第二百四十三号（航路標識の用品を定める件）

三十二　平成二十三年海上保安庁告示第三百三十五号（航路標識の用品を定める件）

三十三　平成二十三年海上保安庁告示第六十五号（航路標識の用品を定める件）

○防衛省告示第五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年三月十九日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年三月二十七日の〇七〇〇から一八〇〇まで及び同月二十八日の〇六〇〇から一八〇〇まで（予備、同月二十九日の〇六〇〇から一八〇〇まで）

区域　沖縄島南東方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｶ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(ｲ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ｳ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(ｴ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(ｵ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(ｶ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒